

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

平成30年(2018年)2月20日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例(昭和36年条例第9号)の一部を次のように改正する。

- (1) 目次中「国民健康保険運営協議会(第2条・第3条)」を「国民健康保険事業の運営に関する協議会(第2条—第3条)」に改める。
- (2) 「第2章 国民健康保険運営協議会」を「第2章 国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。
- (3) 第2条を次のように改める。

(名称)

第2条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)

第11条第2項の規定に基づく国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、札幌市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)とする。

- (4) 第2条の次に次の1条を加える。

(委員の定数)

第2条の2 協議会の委員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
 - (3) 公益を代表する委員 4人
 - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人
- (5) 第9条の2中「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「後期高齢者支援金等賦課額(同項)」を「後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号)」に、「介護納付金賦課被保険者(同項)」を「介護納付金賦課被保険者(同項第3号)」に、「介護納付金賦課額(同項)」を「介護納付金賦課額(同号)」

に改める。

(6) 第10条中「第29条の7第2項第9号イ」を「第29条の7第2項第8号イ」に改める。

(7) 第11条中「国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）」を「法」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、第24条第1項の規定による保険料の減額又は免除を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(8) 第11条各号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金（法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他本市の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民

健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他本市の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

(3) 当該年度における第24条第1項の規定による基礎賦課額の減額又は免除の額の総額

(9) 第15条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

(10) 第15条の2に次のただし書を加える。

ただし、第24条第1項の規定による保険料の減額又は免除を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(11) 第15条の2各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、北海道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他本市の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第24条第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の減額又は免除の額の総額

(12) 第15条の2の4第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号

ア中「初日」を「前年度及びその直前の2年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

(13)第15条の2の5に次のただし書を加える。

ただし、第24条第1項の規定による保険料の減額又は免除を行う場合においては、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額に第3号に掲げる額の見込額を合算した額を基準として算定した額とすることができる。

(14)第15条の2の5各号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（北海道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他本市の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(3) 当該年度における第24条第1項の規定による介護納付金賦課額の減額又は免除の額の総額

(15)第15条の5第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改め、同項第3号中「初日」を「前年度及びその直前の2年度の各年度」に、「数」を「数等を勘案して算定した数」に改める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の第9条の2、第11条、第15条、第15条の2、第15条の2

の4、第15条の2の5及び第15条の5の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(理由)

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課総額、後期高齢者支援金等賦課総額及び介護納付金賦課総額の算定方法を改める等のため、本案を提出する。